

さいたま市告示第 1541 号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第 13 条第 4 項で準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、同条第 2 項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 30 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 農用地利用計画の縦覧場所

さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課

2 農用地利用計画の縦覧期間

令和 7 年 9 月 30 日以降常時備え置いています。

3 連絡先

担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課

電話 048（829）1377

変更理由書

1 農用地利用計画の変更

(1) 農用地区域からの除外案件（法第13条第2項に係る除外）

事 案 番 号	農用地 区 番 号	所在地（大字、字、地番）	地目		面積 (㎡)	除外事由 (利用目的)	法第13条第2項の除外要件					
			登 記 簿	現 況			必要性 適当性 非代替性 (1号)	地域計画達成 への支障 (2号)	農業利用 への支障 (3号)	農用地の 利用集積 への支障 (4号)	土地改良施設 への支障 (5号)	農業公共投資 の効用確保 (6号)
1-1	A-3	西区大字宝来字八反田1310番1	田	田	952㎡	駐車場（拡張）	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-2	G-2	見沼区片柳一丁目25番2	畑	畑	1098㎡	資材置場 及び 車両置場 (拡張)	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-3	L	岩槻区大字横根字中曽根1461番 岩槻区大字横根字中曽根1462番1	田 田	田 田	1200㎡ 690㎡	駐車場（拡張）	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-4	L	岩槻区大字黒谷字殿海道1970番1の一部 岩槻区大字黒谷字殿海道1970番3の一部	畑 畑	畑 畑	1100㎡のうち 292.23㎡	自己用住宅	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし
1-5	H-3	緑区大字大崎字熊の下544番1 緑区大字大崎字熊の下545番1 緑区大字大崎字熊の下546番	畑 畑 畑	畑 畑 畑	1085㎡ 388㎡ 444㎡	排水機場	やむを得ない	該当なし	支障なし	支障なし	支障なし	支障なし

変更理由書

1 農用地利用計画の変更

(1) 農用地区域からの除外案件（法第13条第2項に係る除外）

事 案 番 号	農用地 区 域 番 号	所在地（大字、字、地番）	地目		面積 (㎡)	除外事由 (利用目的)	法第13条第2項の除外要件					
			登 記 簿	現 況			必要性 適当性 非代替性 (1号)	地域計画達成 への支障 (2号)	農業利用 への支障 (3号)	農用地の 利用集積 への支障 (4号)	土地改良施設 への支障 (5号)	農業公共投資 の効用確保 (6号)
計					6,149.23㎡							

- (2) 農用地区域への編入 なし
- (3) 用途変更 なし